

令和3年6月16日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年5月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	2
職員等	
計	3

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	3

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県外の居酒屋が、深夜まで営業をしている同一グループの県内店に客を誘導する告知をしている。	不受理とし、関係課に情報提供を行った。
② ある振興局で、公務員とは思えない遊び感覚の服装をしている職員がいた。	振興局に調査を指示したところ、通報の事実を確認できなかったが、所属への注意喚起を行った。
③ ある私立高校の校長が、高校のお金を自らの会社に過大に支払っている。	不受理とし、関係課に情報提供を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 2 ①③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 1

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 1 ②

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの 2 ①③

#### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
①	港湾工事等について、自社で船舶等を稼働しない等入札参加条件に沿っていない業者が応札している。	担当課に調査を指示した結果、通報の事実は確認できなかった。

**(教育委員会)**

- 1 教育委員会の通報の件数  
前月(5月)に受理した通報はありません。
- 2 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況  
前々月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。